

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年5月1日受付分)

特定非営利活動法人ひだまりのわ

縦覧期間

令和8年5月1日(金)から
令和8年5月15日(金)まで

特定非営利活動法人ひだまりのわ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひだまりのわという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県南あわじ市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の子どもに対して安全で安心して過ごせる居場所を提供するとともに、食事支援、見守り支援、学習・体験活動及び多世代交流の機会を提供する事業を行い、子どもの健全育成と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) こども食堂の運営事業
- (2) フードバンク等の食支援に関する事業
- (3) 食育活動、生活支援につながる体験事業
- (4) 多世代交流の促進に関する事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書又は電磁的方法により代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法により本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書又は電磁的方法により代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければ

ばならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

（施行細則）

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代 表 理 事	榎本 葵
副代表理事	岡部 裕人
理 事	出田 洋子
同	小原 百代
同	清水 真澄
同	西田 光来
監 事	阿部 守
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年度の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金は不要とし、年会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会員種別	個人会員	団体会員
正会員	5,000円/年	10,000円/年
賛助会員	一口 3,000円/年	一口 5,000円/年

役員名簿

特定非営利活動法人ひだまりのわ

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	えのもと あおい 榎本 葵		無
理事 (副代表理事)	おかべ ひろひと 岡部 裕人		無
理事	いでた ようこ 出田 洋子		無
理事	おはら ももよ 小原 百代		無
理事	しみず ますみ 清水 真澄		無
理事	にしだ みつき 西田 光来		無
監事	あべ まもる 阿部 守		無

設立趣旨書

1. 趣旨

昨今、家庭および地域社会を取り巻く環境の急速な変化に伴い、子どもが放課後の時間を安全に、且つ安定した見守りのもとで過ごすことのできる「居場所」の不足が、地域における重要な課題として顕在化しています。ひとり親世帯や共働き世帯の増加、働き方の多様化が進む中、放課後の子どもの居場所の確保や生活の流れを家庭だけで整えることは、働く保護者にとって時間的・精神的負担の増加につながっているのが現状です。放課後の居場所として学童保育やアフタースクール等が整備されている一方で、利用時間や運営上の枠組みには限界があり、就労時間が長い保護者や多様な生活リズムをもつ家庭にとっては十分な支援とはなっていないケースも見受けられます。

代表者自身も子育てをしながら就労を続ける中で、学童保育の利用時間と就労時間の間に生じる調整の難しさや、放課後から夕刻にかけての時間帯における子どもの居場所の確保が、働く保護者にとって継続的な課題となっている現状を体感してきました。こうした背景から、子どもと保護者双方の生活を支える居場所づくりの必要性を強く認識しました。このような経験をきっかけに、子どもが見守られながら過ごせる時間や場所、そして地域との温かなつながりを感じられる環境づくりへの想いが、本法人設立の大きな原動力となりました。

本法人は、陽だまりのような温かさの中で、「おかえり」「ただいま」と自然に声を掛け合える居場所づくりを理念としています。子どもたちが安心して過ごせる“第三の居場所”を提供し、地域の人々が世代を超えて関わり合う“やさしいつながりの輪”を育てる拠点となることを目指します。

本活動によって得られた利益は、すべての子どもの居場所づくりや地域福祉活動の充実に還元し、継続的かつ安定的な公益活動として発展させていく必要があります。非営利組織として運営の透明性および公共性を確保することで、地域住民、行政、関係機関との信頼関係を築きながら広く地域社会の増進に寄与していく点から、特定非営利活動法人格を取得することが最適であると考えました。

南淡地区（阿万・北阿万・賀集・福良小学校区）を中心に、児童・家庭・地域社会が相互に支援し合う仕組みを構築し、地域と連携した多様な活動を展開してまいります。

主な事業としては、こども食堂の運営、放課後の居場所整備、地域ボランティアや中高大学生スタッフとの協働による世代間交流の推進、フードバンク事業の実施、さらに弁当及び惣菜の製造販売を通じた持続可能な運営体制の確立などを計画しております。

「ひだまりのわ」は、特定の施設としてではなく、地域内に自然に存在する、誰もが利用できる憩いの場として機能することを目指しております。地域住民間の相互支援関係の醸成および誰もが心から笑って生活できる地域社会の形成に資するため、子どもを中心に人と人がゆるやかにつながる地域社会を目指して、ここに特定非営利活動法人ひだまりのわを設立します。

2, 申請に至るまでの経過

令和7年10月1日	任意団体ひだまりのわ設立
11月9日	法人設立のための準備会発足
11月27日	こども食堂「ひだまりる一む」準備会議実施
12月17日	こども食堂「ひだまりる一む」準備会議実施
令和8年1月21日	第一回こども食堂「ひだまりる一む」開催
1月26日	第二回こども食堂「ひだまりる一む」開催
2月12日	第三回こども食堂「ひだまりる一む」開催
2月24日	第四回こども食堂「ひだまりる一む」開催
3月1日	第一回卓球バレースクール「あまっち」共催参加
3月9日	第五回こども食堂「ひだまりる一む」開催
3月19日	設立総会開催

令和8年3月19日

特定非営利活動法人ひだまりのわ

設立代表者 榎本 葵

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人ひだまりのわ

1. 基本方針

「ひだまりのわ」は、地域の子どもたちが安心して過ごせる放課後の居場所を提供し、食を通じた支援と多世代交流を促進することを目的として設立した。

令和8年度は、こども食堂の安定した運営を中心に、多世代が関わる地域参加型の活動を推進する。

また、フードバンク活動や食育の取り組みを強化し、家庭状況に応じた食支援を充実させる。

これらの事業を通じて、誰もが安心して集い、地域全体で子どもと家庭を支え合う環境づくりを進め、南淡地域の福祉向上に寄与する。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) こども食堂の運営 事業	地域の子どもが安心して食事や交流を楽しめる場として、定期的にこども食堂を開催する。 食を通じて地域とのつながりを深め子どもの健全育成を図る。	2回/月 (4～翌年3月)	小学校単位各地区の交流センターなど	地域住民 30人/回	252,000 円
(2) フードバンク等の食支援に関する事業	家庭や企業から余剰食品を受け取り、必要とする家庭へ提供する。食の支援を通じて生活困窮家庭の負担軽減と地域の支え合いを促進する。	2回/月 (4～翌年3月)	小学校単位各地区の交流センターなど	地域住民	120,000 円
(3) 食育活動、生活支援につながる体験事業	子どもから高齢者まで参加できる料理体験や、防災料理教室等の生活力向上のためのワークショップを実施する。 世代を超えた学びと交流を促し、地域全体のQOL向上に寄与する。	年3回程	小学校単位各地区の交流センターなど	地域住民	100,000 円
(4) 多世代交流の促進に関する事業	交流イベント、サロン活動、地域行事などを通じて、子ども・保護者・高齢者が関わり合える場を作る。 孤立防止と地域コミュニティの活性化を図る。	1回/月 (4～翌年3月)	小学校単位各地区の交流センターなど	地域住民	100,000 円

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：榎本葵

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人ひだまりのわ

1. 基本方針

「ひだまりのわ」は、地域の子どもたちが安心して過ごせる放課後の居場所を提供し、食を通じた支援と多世代交流を促進することを目的として設立した。

令和8年度に引き続き、こども食堂の安定した運営を中心に、多世代が関わる地域参加型の活動を推進する。

また、フードバンク活動や食育の取り組みを強化し、家庭状況に応じた食支援を充実させる。

さらに令和9年度は、弁当・惣菜販売などの自主事業を行い、事業の持続性を高めるための運営基盤を整える。

これらの事業を通じて、誰もが安心して集い、地域全体で子どもと家庭を支え合う環境づくりを進め、南淡地域の福祉向上に寄与する。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) こども食堂の運営 事業	地域の子どもが安心して食事や交流を楽しめる場として、定期的にこども食堂を開催する。 食を通じて地域とのつながりを深め、子どもの健全育成を図る。	2回/月 (4～翌年3月)	小学校単位 各地区の交流センター など	地域住民 30人/回	324,000 円
(2) フードバンク等の食支援に関する事業	家庭や企業から余剰食品を受け取り、必要とする家庭へ提供する。 食の支援を通じて生活困窮家庭の負担軽減と地域の支え合いを促進する。	2回/月 (4～翌年3月)	小学校単位 各地区の交流センター など	地域住民	120,000 円
(3) 食育活動、生活支援につながる体験事業	子どもから高齢者まで参加できる料理体験や、防災料理教室等の生活力向上のためのワークショップを実施する。 世代を超えた学びと交流を促し、地域全体のQOL向上に寄与する。	年3回程	小学校単位 各地区の交流センター など	地域住民	100,000 円

(4) 多世代交流の促進 に関する事業	交流イベント、サロン活動、地 域行事などを通じて、子ども・ 保護者・高齢者が関わり合える 場を作る。 孤立防止と地域コミュニティの 活性化を図る。	1回/月 (4～翌年3 月)	小学校単位 各地区の交 流センター など	地域住民	100,000 円
---------------------------	--	----------------------	-------------------------------	------	--------------

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：榎本葵

令和8年度活動予算書

設立から令和9年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	15,000	
		65,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	80,000	
		80,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	200,000	
受取民間助成金	250,000	
		450,000
4. 事業収益		
(1)子ども食堂の運営 収益	252,000	
フードバンク等の食支援に関する事業 収益	120,000	
育活動、生活支援につながる体験事業 収益	100,000	
(4)多世代交流の促進に関する事業 収益	100,000	
		572,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		1,167,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給与手当	444,000	
法定福利費	0	
人件費計		444,000
(2)その他経費		
講師謝金	0	
消耗品費	212,000	
印刷費	64,000	
通信費	0	
保険料	36,000	
会場費	12,000	
会議費	0	
雑費	10,000	
		334,000
経常費用計		778,000
2. 管理費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計		0
(2)その他経費		
消耗品費	12,000	
印刷費	6,000	
通信費	10,000	
旅費交通費	0	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	36,000	
租税公課	0	
事務所賃料	0	
その他経費計	64,000	
管理費計		64,000
当期正味財産増減額		325,000
設立時正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額		325,000

令和9年度活動予算書

令和9年 4月1日から令和10年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	30,000	
		80,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	150,000	
		150,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	200,000	
受取民間助成金	400,000	
		600,000
4. 事業収益		
(1)子ども食堂の運営 収益	324,000	
フードバンク等の食支援に関する事業 収益	120,000	
育活動、生活支援につながる体験事業 収益	100,000	
(4)多世代交流の促進に関する事業 収益	100,000	
		644,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		1,474,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給与手当	612,000	
法定福利費	0	
人件費計		612,000
(2)その他経費		
講師謝金	0	
消耗品費	224,000	
印刷費	16,000	
通信費	0	
保険料	54,000	
会場費	12,000	
会議費	0	
雑費	46,000	
		352,000
経常費用計		964,000
2. 管理費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計		0
(2)その他経費		
消耗品費	12,000	
印刷費	6,000	
通信費	10,000	
旅費交通費	0	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	18,000	
租税公課	0	
事務所賃料	0	
その他経費計	46,000	
		46,000
管理費計		46,000
当期正味財産増減額		464,000
前期繰越正味財産額	325,000	325,000
次期繰越正味財産額		789,000